

- 所得税の確定申告が必要な人**
- ① 給与収入があり、次のいずれかに該当する人
 - ▽ 年末調整を受けていない給与収入がある
 - ▽ 年末調整した給与があり、医療費控除や社会保険料控除、住宅ローン控除を受けて還付申告したい
 - ▽ 年末調整した給与以外に20万円を超える所得がある(営業、農業、不動産、雑、一時、譲渡所得など)
 - ▽ 2カ所以上から給与収入があり、年末調整した給与以外の給与収入が20万円を超えた
 - ② 公的年金(障害年金や遺族年金は含まない)の収入があり、次のいずれかに該当
 - ▽ 公的年金の収入額が400万円を超える
 - ▽ 公的年金の収入額が400万円以下で、そのほか20万円を超える所得がある
 - ③ 公的年金の収入額が400万円以下で、医療費控除や社会保険料控除を受けて還付申告したい
 - ④ 営業や農業、不動産、雑、一時、譲渡所得などの合計所得が所得控除を超えた
 - ⑤ 所得税の青色申告をする(1年目)

- 申告に必要なもの**
- ① 申告書用紙
 - ※なくても対応可能
 - ② マイナンバー(個人番号)と本人確認ができる書類(写し可)
 - ③ 印鑑(ゴム印、スタンプ印を除く)
 - ④ 申告者本人の預金金融機関名と口座番号(場合によっては所得税の確定申告になるケースがあるため)
 - ⑤ 所得の内訳が分かる資料
 - ▽ 給与や年金収入のある人は、給与所得または公的年金などの源泉徴収票
 - ▽ 個人年金などを受け取っている人は、その支払調書
 - ▽ 生命保険や損害保険を受けた人はその支払調書
 - ▽ 農業、営業、不動産所得の収入がある人は、所得計算に必要な資料(帳簿、領収書など)
 - ⑥ 所得控除の内訳が分かる資料
 - ▽ 国民健康保険税などの領収書、農業者年金・介護保険料などの支払いを証明するもの、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
 - ▽ 生命保険、個人年金および地震保険、旧長期損害保険などに加入している人は、その保険料の控除証明書
 - ▽ 勤労学生控除を受ける人は、在学証明書

- 感染症対策**
- ▽ 障害者控除を受ける人は、障害者手帳
 - ▽ 医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書を作成してご持参ください。
 - ▽ 寄附金控除を受ける人は、その証明書
- 会場での対策**
- ▽ 感染症拡大防止の観点から、以下の事項についてご協力をお願いいたします。
 - ▽ 申告会場および控室に入場できる人数を制限する場合があります。また、混雑緩和のため、会場にはできる限り申告する人のみの来場をお願いします。
 - ▽ マスクを必ず着用してください。
 - ▽ 体調不良や発熱などの症状がある場合は、来場をお控えください。(受付で検温を行います)
- 自宅で確定申告書を作成**
- ▽ 感染症予防のため、自宅などでe-tax(電子申告)をご利用ください。
 - ▽ 詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。

- 給付金などの申告**
- ▽ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い支給された給付金についての課税は、受給した給付金の種類によって異なります。
 - 申告の必要がないもの(非課税)
 - ▽ 特別定額給付金
 - ▽ 子育て世帯への臨時特別給付金
 - ▽ ひどい親世帯臨時特別給付金
 - 申告が必要なもの(課税対象)
 - ▽ 持続化給付金など
 - ▽ その他に給付金などの給付を受けた場合は、申告前に税務課または税務署にご相談ください。
- 申告相談の時間と会場**
- 受付時間
 - ▽ 午前8時30分～正午
 - ▽ 午後1時～午後3時30分
 - 相談時間
 - ▽ 午前9時～正午
 - ▽ 午後1時～終了時
 - 申告会場
 - ▽ 役場2階201会議室
 - 注意事項
 - ▽ 予備日の2日間は例年、大変混雑するため午前中のみ(正午まで)の受け付けとなりますのでご注意ください。
 - ▽ 青色申告以外の人でも申告内容によっては税務署に案内する場合があります。

日程	対象
2月4日(木)	肉・乳用牛生産者
2月5日(金)	肉・乳用牛生産者
2月8日(月)	肉・乳用牛生産者
2月9日(火)	1区
2月10日(水)	2区
2月12日(金)	3区
2月15日(月)	4区
2月16日(火)	5区
2月17日(水)	6区
2月18日(木)	7区
2月19日(金)	8区
2月22日(月)	9区
2月24日(水)	10区
2月25日(木)	11区
2月26日(金)	12区
3月1日(月)	13区
3月2日(火)	14区
3月3日(水)	15区
3月4日(木)	16区
3月5日(金)	17区
3月8日(月)	18区
3月9日(火)	19区
3月10日(水)	20区
3月11日(木)	21区
3月12日(金)	予備日(午前のみ)
3月15日(月)	

税の申告が始まります

3月15日(月)まで!

間もなく、町・県民税の申告と所得税確定申告の時期を迎えます。申告日程、会場をご確認の上、申告してください。申告は納税者自ら前年1年間の所得を計算し、3月15日(月)までに記入して提出するものです。申告と納税は正しくお早めに!

■ 問い合わせ先…税務課 ☎46-5563



あなたは確定申告、町・県民税の申告が必要・不要?

